

報告第二十四号

専決処分した事件の報告について

江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条例第十三号）  
第八条第一項の規定により、区の私債権について、別紙調書のとおり和解したの  
で、同条第二項の規定により報告する。

平成二十三年十一月二十四日

江戸川区長 多田正見

## 和解調書（総括表）

No. 1

債権の名称(担当部課)	和解額	和解の件数
江戸川区生活一時資金貸付金 (生活振興部地域振興課)	2,219,329 円	5 件
江戸川区三世代同居住宅資金貸付金 (福祉部福祉推進課)	2,001,093 円	1 件
合 計	4,220,422 円	6 件

## 和解調書

債権の名 江戸川区生活一時資金貸付金  
 担当部課 生活振興部地域振興課

No. 2

番号	和解額	和解日	和解の内容				
			裁判所及び事件番号	債権発生日	和解額内訳等	支払方法	当事者
1	686,579 円	平成23年6月28日	東京簡易裁判所 平成23年(ハ)第111061号	平成15年11月4日	元金 479,000 円 利息金 15,500 円 遅延損害金 192,079 円	平成23年8月から平成26年5月まで 毎月10日限り 20,000円ずつ 平成26年6月10日限り 6,579円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
2	665,000 円	平成23年4月28日	東京簡易裁判所 平成23年(ハ)第111066号	平成17年2月2日	元金 500,000 円 利息金 16,100 円 遅延損害金 148,900 円	平成23年5月から平成28年9月まで 毎月末日限り 10,000円ずつ 平成28年10月末日限り 15,000円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (連帯保証人)
3	93,670 円	平成23年6月10日	東京簡易裁判所 平成23年(ハ)第111108号	平成11年2月9日	元金 5,000 円 利息金 3,400 円 遅延損害金 85,270 円	平成23年9月から平成26年2月まで 毎月15日限り 3,000円ずつ 平成26年3月15日限り 3,670円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者) 被告 江戸川区民 (連帯保証人)
4	341,200 円	平成23年7月21日	東京簡易裁判所 平成23年(ハ)第111174号	平成11年2月10日	元金 190,000 円 利息金 4,900 円 遅延損害金 146,300 円	平成23年11月から平成29年6月まで 毎月末日限り 5,000円ずつ 平成29年7月末日限り 1,200円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者) 被告 江戸川区民 (連帯保証人)
5	432,880 円	平成23年6月20日	東京簡易裁判所 平成23年(ハ)第111182号	平成15年9月22日	元金 300,000 円 利息金 9,400 円 遅延損害金 123,480 円	平成23年8月から平成24年7月まで 毎月5日限り 5,000円ずつ 平成24年8月から平成27年8月まで 毎月5日限り 10,000円ずつ 平成27年9月5日限り 2,880円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
小計	2,219,329 円	/	/	/	/	/	/

債権の名 江戸川区三世代同居住宅資金貸付金

担当部課 福祉部福祉推進課

No. 3

番号	和解額	和解日	和解の内容				当事者
			裁判所及び事件番号	債権発生日	和解額内訳等	支払方法	
1	2,001,093 円	平成23年6月1日	東京地方裁判所 平成23年(ワ)第13282号	平成12年9月19日	元金 1,517,892 円 利息金 125,850 円 遅延損害金 357,351 円	平成23年6月15日限り 120,000円 平成23年8月から平成28年9月まで 毎月末日限り 30,000円ずつ 平成28年10月末日限り 21,093円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
小計	2,001,093 円						